

資 料 編

豊橋市環境基本条例

(平成8年3月29日公布)

私たち人類は、これまで豊かな自然の恵みに支えられて、生命をはぐくみ、歴史を刻んできた。

しかしながら、近年の急速な科学技術の発達により私たちの生活が便利で豊かなものになる一方で、生活様式の変化や事業活動の拡大に伴い、資源・エネルギーが大量に消費され、いつのまにか多大な負荷を環境に与えるようになり、いまや人類の存続の基盤である地球の環境が脅かされようとしている。

緑の山野と雄大な海に囲まれた私たちのまち豊橋でも、都市化の進展に伴い、環境への負荷がもたらされ、河川・三河湾の水質の汚濁、大気の汚染などによる自然環境や生活環境への影響が懸念されている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を市民が共有するかけがえのない貴重な資源として、将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

今こそ私たちは、人間にとって真の豊かな生活とは何かを真剣に考え直し、地球的視野に立って、自主的に社会経済活動による環境への負荷を減らし、すべての者が一体となって、持続的な発展が可能な社会を構築していかなければならない。

このような認識の下に、人と自然とが共生できる恵み豊かな環境を創造し、将来の世代に継承していくために、ここに、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全は、市民が人類の存続の基盤である健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、地球全体を視野に入れながら、すべての者の自主的かつ積極的な取組の下に人の活動による環境への負荷をできる限り低減することによって、人と自然とが共生できる持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関し、地域の特性を生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組が必要とされる場合には、国、県、近隣の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を

防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、これに伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、地域の環境に十分配慮するように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、地域の特性を生かした環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第 6 条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 2 章 環境の保全に関する施策の基本方針

第 7 条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境を創造すること。

第 3 章 環境基本計画

第 8 条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ豊橋市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第 4 章 環境の保全のための施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 9 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮し、環境への負荷の低減のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

らない。

(環境配慮指針の作成)

第 10 条 市長は、事業者がその事業活動において、及び市民がその日常生活において、環境への負荷の低減のための措置について自ら検討することができるようにするため、環境の保全について配慮すべき指針を作成しなければならない。

(規制等の措置)

第 11 条 市は、快適な生活環境を確保し、及び自然環境を適正に保全するため、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制又は指導の措置を講ずるように努めなければならない。

(助成措置)

第 12 条 市は、事業者又は市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第 13 条 市は、環境の保全のための公共的施設の整備、絶滅のおそれのある野生動植物の保護その他の環境の保全のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第 14 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 15 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（以下「民間団体等の環境保全活動」という。）が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の環境保全活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査、監視、測定等)

第 17 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、並びに監視及び測定の体制の整備を図るとともに、他の調査研究機関との積極的な交流に努めるものとする。

第 5 章 環境審議会

第 18 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、豊橋市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他環境の保全に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

- 5 委員は、環境の保全に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
(豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年豊橋市条例第34号)の一部を次のように改正する。
別表第1中「公害対策審議会委員」を「環境審議会委員」に改める。
(豊橋市公害防止条例の一部改正)
- 3 豊橋市公害防止条例(昭和46年豊橋市条例第41号)の一部を次のように改正する。
第6条第2項中「豊橋市公害対策審議会」を「豊橋市環境基本条例(平成8年豊橋市条例第15号)第18条第1項の豊橋市環境審議会(以下「審議会」という。)」に改める。
第9条第2項中「豊橋市公害対策審議会」を「審議会」に改める。
第16条から第21条までを削り、第22条を第16条とし、第23条から第25条までを6条ずつ繰り上げる。

豊橋市環境審議会規則

(平成 8 年 3 月 29 日公布)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊橋市環境基本条例（平成 8 年豊橋市条例第 15 号）第 18 条第 7 項の規定に基づき、豊橋市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) その他市長が必要と認めた者
- (会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境部で処理する。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 73 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 5 月 15 日規則第 58 号）

この規則は、公布の日から施行する。

豊橋市環境調整会議規程

(平成 8 年 3 月 29 日公布)

(設置)

第 1 条 環境に関し、施策の緊密な連絡と総合的な調整を行い、もって環境行政の積極的な推進を図るため、豊橋市環境調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(連絡調整事項)

第 2 条 調整会議は、次に掲げる事項について連絡調整を行う。

- (1) 環境に関する施策の基本方針に関すること。
- (2) 環境に関する施策の推進に関すること。
- (3) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に関すること。
- (4) 地球温暖化対策に関すること。
- (5) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (6) その他環境に関し必要と認める事項

(組織)

第 3 条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は豊橋市副市長事務分担規則（平成 4 年豊橋市規則第 4 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる副市長を、副会長は同項第 2 号に掲げる副市長をもって充てる。
- 3 委員は、教育長、危機管理監、総務部長、財務部長、企画部長、文化市民部長、福祉部長、子ども未来部長、健康部長、環境部長、産業部長、建設部長、都市計画部長、総合動植物公園部長、市民病院事務局長、会計管理者、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。

(会議)

第 4 条 調整会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、調整会議を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。
- 4 調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第 5 条 調整会議の円滑な遂行のための協議をするため、調整会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第 2 条に定める連絡調整事項（以下単に「連絡調整事項」という。）に関係のある部局の課長等で構成し、幹事会会長には、環境政策課長をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事会会長が招集し、総理する。

(資料の提出)

第 6 条 部局の課長等は、所管の連絡調整事項があるときは、必要な資料を幹事会会長に提出しなければならない。

(庶務)

第 7 条 調整会議の庶務は、環境部で処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

(豊橋市公害対策会議規程の廃止)

2 豊橋市公害対策会議規程(昭和41年豊橋市訓令第5号)は、廃止する。

附 則(平成9年3月31日訓令第11号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日訓令第17号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日訓令第17号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日訓令第15号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日訓令第11号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第12号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第10号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月19日訓令第6号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

豊橋市環境審議会委員名簿

職名	所属等	氏名
会長	岐阜薬科大学 学長	稲垣 隆司
副会長	豊橋技術科学大学 環境・生命工学系 教授	平石 明
委員	中部電力（株） 豊橋営業所長	伊藤 芳幸
委員	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授	井上 隆信
委員	愛知県水産試験場 副場長	岩田 靖宏
委員	（一社）豊橋市薬剤師会 副会長	神谷 有実
委員	愛知県環境審議会 専門調査員	神戸 敦
委員	JA 豊橋女性部会長	木田 きよゑ
委員	愛知大学 地域政策学部 教授	功刀 由紀子
委員	豊橋創造大学 経営学科長 教授	見目 喜重
委員	豊橋女性団体連絡会員	鈴木 節子
委員	豊橋消費者協会 会長	高木 季左子
委員	（一社）豊橋市医師会 理事	永田 総一郎
委員	日本労働組合総連合会連合愛知 豊橋地域協議会 代表	林 雅一
委員	元小学校校長	平田 美代子
委員	豊橋市自治連合会 副会長	山本 和男
委員	豊橋商工会議所女性会 監事	山本 加根子

（会長・副会長を除き氏名の50音順 敬称略）

策定の経過

年月日	名 称	内 容
平成 26 年 11 月 18 日 ～12 月 19 日	市民・事業者アンケートの実施	市民・事業者の意識調査
平成 27 年 2 月 5 日	環境審議会	環境基本計画の改訂について (改訂の概要)
平成 27 年 6 月 26 日 ～7 月 7 日	環境関連団体ヒアリングの実施	環境関連団体の取り組み及び意識調査
平成 27 年 7 月 23 日	環境審議会	環境基本計画の改訂について (改訂の方針等)
平成 27 年 9 月 1 日	環境調整会議	環境基本計画の改訂について (改訂の方針等)
平成 27 年 10 月 13 日	環境調整会議	環境基本計画の改訂（素案）について
平成 27 年 10 月 15 日	環境審議会	環境基本計画の改訂（素案）について
平成 27 年 11 月 17 日	豊橋市議会 環境経済委員会	環境基本計画改訂版（案）について
平成 27 年 11 月 24 日 ～12 月 24 日	パブリックコメントの実施	環境基本計画改訂版（案）についての 意見募集
平成 28 年 2 月 23 日	環境調整会議	環境基本計画の改訂について (最終案)
平成 28 年 2 月 25 日	環境審議会	環境基本計画の改訂について (最終案)

用語解説

＝アルファベット＝

- ・ COP (Conference of the Parties)

国際条約の締約国が集まって開催する会議のこと。特定の条約の会議を指すわけではなく、例えば、“COP10” と言えば、平成 22 年（2010 年）に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議を想定するが、気候変動枠組条約やラムサール条約などの第 10 回締約国会議も同じく“COP10” と呼ぶ。

- ・ ESD (Education for Sustainable Development)

環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。

- ・ IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change)

気候変動に関する政府間パネル。昭和 63 年（1988 年）に設立した気候変動（地球温暖化）に関する科学的な研究の収集・整理を行うための政府間機構。科学的知見に基づいて、気候変動（地球温暖化）の影響の程度、危険性（リスク）等を取りまとめた評価報告書を数年おきに公表している。平成 19 年（2007 年）のノーベル平和賞を、アル・ゴア元アメリカ合衆国副大統領と共に受賞した。

- ・ ISO14001 (International Organization for Standardization)

国際標準化機構（ISO）が平成 8 年（1996 年）に出した環境管理（環境マネジメントシステム）に関する国際規格。組織が、環境配慮の体制を作る場合に、この規格が標準的な手法としてしばしば用いられる。第三者機関の認証を受けることにより、組織が環境配慮活動を行っていることを国際的に証明できる。

- ・ PRTR 制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

化学物質排出移動量届出制度ともいう。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国への報告を年に 1 回行う制度。国は、事業者からの報告や統計資料などを用いた推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量などを把握、集計し、公表する。

- ・ T-EMS (Toyohashi Eco Management System)

平成 25 年度から運用を開始している本市独自の環境マネジメントシステム。豊橋市では ISO14001 に基づいた環境マネジメントシステムを運用していたが、規格にとらわれず積極的・独創的な取り組みを行うため、T-EMS へ移行した。PDCA サイクルを繰り返し、事業活動から生じる環境への影響を継続的に改善するとともに、毎年度、各部署がそれぞれの特性に応じた独自の重点取組目標を積極的に推進することにより、豊橋市の独自性を発揮した環境への取り組みを行っている。

＝ア行＝

・ あいくる材

公共工事でより多くのリサイクル資材を利用してもらうために始まった「愛知県リサイクル資材評価制度（愛称：あいくる）」によって認定を受けた資材。平成 14 年（2002 年）から愛知県で実施されており、再生原料の発生地やリサイクル資材の製造地は愛知県内に限定されていない。

・ 愛知ターゲット

平成 22 年（2010 年）に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された、生物多様性の損失に歯止めをかけるための平成 23 年（2011 年）以降の戦略計画。人類が自然と共生する世界を 2050 年までに実現するために、平成 32 年（2020 年）までに国際社会が実効性のある緊急行動を起こすことを求めており、平成 32 年（2020 年）までに少なくとも陸域の 17%、海域の 10%を保全することなど、20 の目標を掲げている。

・ あいち森と緑づくり事業

愛知県の事業で、県民の暮らしを支えてくれる森や緑を健全な状態で引き継ぐため、「あいち森と緑づくり税」を財源とし、森林や里山林、都市の緑の整備保全する様々な取り組みを進めている。都市緑化については、「身近な緑づくり」「緑の街並み推進」「美しい並木道再生」「県民参加緑づくり」の 4 種類の事業があり、本市でも民有の駐車場や建物の壁面・屋上の緑化を推進する「緑の街並み推進事業」などに取り組んでいる。

・ うちエコ診断

家庭の地球温暖化対策に関する知識をもった専門家が、受診される家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、専用ソフトを用いて、地域の気候や家庭のライフスタイルに合わせて無理なくできる省 CO₂・省エネ対策を提案するもの。

・ エコファーマー

たい肥等による土づくり技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術を一体的に用いて、環境にやさしい農業を実践する栽培計画を策定し、この計画が知事に認定された農業者。

・ エコモビリティライフ

クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルのこと。愛知県では、クルマに過度に依存しないで、公共交通などとのバランスの取れた交通社会を創って行くために、「エコモビリティライフ」を県民運動として進めている。

・ 温室効果ガス

大気中に存在するガスのうち、太陽からの熱を地球に封じ込める働きをするもの。地球温暖化対策の推進に関する法律では、人為的な排出による温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO₂）のほか、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の 7 種を定めている。

＝カ行＝

・環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境により影響を及ぼす行動を記録し、必要に応じて点数化したり、一定期間の集計を行ったりするもの。環境家計簿をつけ、環境を巡る家庭の行動の実態を把握することは、各自の環境との関わりを見直すきっかけともなる。

・環境基準

環境基本法第 16 条に基づいて設定された、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。なお、環境基準を満たした場合において、「適合」あるいは「達成」と表現することがあるが、本計画においてはすべて「達成」と統一して表記している。

・環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、化学肥料や農薬等の各種資材の適正な使用によって環境負荷を低減する農業。さらに、豊橋市では農薬残留や重金属汚染などが起こらないように「環境と安全に配慮した農業」への取り組みを進めている。

・環境マネジメントシステム

環境管理（マネジメント）とは、事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的かつ積極的な環境保全のための行動を計画、実行、評価することをいう。環境マネジメントシステムは、a) 環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、b) 実行、記録し、c) 実行状況を点検し、d) 方針等を見直す、という一連の流れを指す。国際標準化機構（ISO）が定めた環境マネジメントに関する規格として、ISO14000 シリーズがある（「ISO14001」を参照）。

・京都議定書

平成 9 年（1997 年）12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された議定書。平成 17 年（2005 年）2 月にロシアの批准により発効した。先進締約国（共同体）全体で平成 20～24 年（2008～2012 年）における温室効果ガスの排出を平成 2 年（1990 年）比で少なくとも 5%削減することを目標と定め、国ごとに削減率（日本 6%、EU 8%など）を義務付けている。直接的な国内の排出削減以外に共同実施、クリーン開発メカニズム、排出量取引などの手法がある。

・経済的手法

環境政策の手法の一つで、税や補助金によって市場原理に働きかけ、消費者などの行動を環境保全的なものに導くもの。同じレベルの環境基準の達成を目標とする場合、法令などで直接的に規制するよりも低いコストで目標を達成できるほか、環境保全の効果が継続しやすいというメリットがある。ごみ減量のための経済的手法の具体例としては、生ごみ処理容器の購入に対する助成や、地域資源回収を行う団体への奨励金交付、ごみ収集処理の有料化などがある。

・光化学オキシダント

工場や自動車等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される物質の総称。光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。

・光化学スモッグ

工場や自動車等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、紫外線をうけ光化学反応を起こし、光化学オキシダントや粒子状物質（エアロゾル）を生成する現象、あるいはこれらの物質によるスモッグ状態のことをいう。人体に有害であるため、光化学スモッグ注意報や警報が発令された際には、窓を閉めて外出を避けるのが望ましい。国内での発生件数は1970年代をピークに減少傾向にあるが、近年は中国の大気汚染の影響と推測される光化学スモッグが発生しているほか、一部の大都市ではヒートアイランド現象の影響で増加している。

・高反射率塗装

高い日射の反射率をもつ塗料を用いた塗装のこと。建物の屋上や壁面に施すことで、太陽熱の吸収を抑え、表面や室内の温度を抑えることができる。

＝サ行＝**・再生可能エネルギー**

自然環境の中で比較的短期間に繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称で、化石燃料（石油、石炭、天然ガス等）やウラン等の枯渇性エネルギーと対比される。再生可能エネルギーには、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱等の自然エネルギーが含まれる。枯渇性エネルギーの利用は、温室効果ガスの排出や廃棄物の処理等で環境への負荷が大きいため、再生可能エネルギーが注目されているが、エネルギー密度が低いことや、利用のコストがまだまだ高いことなど欠点も多い。

・サーマルリサイクル

廃棄物を焼却処理する際に発生するエネルギーを回収・利用すること。発電のほか、温水などの熱源や冷房用のエネルギーとして利用することができる。平成12年（2000年）に制定された循環型社会形成推進基本法では、廃棄物・リサイクルの優先順位として、リデュース、リユース、マテリアルリサイクルに次ぐ4番目にサーマルリサイクルを挙げている。

・省エネナビ

現在のエネルギー消費量を金額で知らせたり、利用者が決めた省エネ目標値を超えたことを知らせたりできる機器。利用者が自身でどのように省エネを進めるかの判断材料となる。

・生物多様性

多様な生きものが存在していることを指す。多様性には3つのレベルがあり、河川、干潟、里山など様々なタイプの自然があることを表す「生態系の多様性」、動植物から微生物まで様々な種類の生きものが存在することを表す「種の多様性」、同じ種でも遺伝子の違いによって形や生態などに

様々な個性があることを表す「遺伝子の多様性」がある。生物多様性は、全ての生きものが存立するための基盤となっているだけでなく、地域ごとの特徴的な風土や文化の根源になっているものであり、生物多様性が損なわれるということは、極論すれば、地域のアイデンティティが失われていくことにもつながる。

＝タ行＝

・地産地消

地域で生産された農産物等をその地域で消費すること。消費者と生産者の距離を縮め、相互理解の促進、輸送距離の短縮等による環境への負荷軽減など、多くの効果が期待される。

・低炭素社会

二酸化炭素（CO₂）の排出が少ない社会のこと。温室効果ガスの大部分を占める CO₂ の排出を抑えることは世界的な課題となっており、省エネルギーの徹底や、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換等が求められている。CO₂ の排出量と吸収量が均衡している状態をカーボンニュートラルといい、低炭素社会の主要なテーマとなっている。

・特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、平成 16 年（2004 年）の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって指定された生物。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。特定外来生物は、飼養、栽培、保管、運搬、輸入などといった取り扱いを規制し、防除なども行うこととしている。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものとして政令により定められる。平成 17 年（2005 年）6 月に第一次指定が発表された。平成 27 年（2015 年）3 月現在では、アライグマ、タイワンリスなどを含む 113 種類が指定されている。

＝ナ行＝

・名古屋議定書

平成 22 年（2010 年）に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された、遺伝資源の採取・利用と、利益の公正な配分に関する取り決め。利益を利用国と原産国で公正かつ衡平に配分することや、遺伝資源だけでなく遺伝資源に関連した先住民の伝統的知識も利益配分の対象となること、ワクチン開発に不可欠なウイルスなどの病原体については先進国が率先利用することなどが定められている。過去に遡っての適用や、遺伝資源を加工した派生物への利益配分は内容から外された。

＝ハ行＝

・バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念。一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源のうち

ち化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。バイオマスの種類は多岐にわたり、廃棄物系のもの（家畜排泄物、食品廃棄物）、未利用のもの（稲わら、間伐材など）、資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される菜の花やとうもろこしなど）がある。

・パリ協定

平成 27 年（2015 年）12 月にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された、京都議定書に代わる温暖化対策の新たな枠組み。途上国を含むすべての国が参加し、産業革命前からの気温上昇を 2 度より十分に低く抑える目標を掲げ、さらに 1.5 度以内に押さえる努力をしようとしている。各国の削減目標を引き上げるため、2023 年から 5 年ごとに目標を見直し、世界全体で進捗を検証する仕組みも導入する。

・光害

照明器具から照射される光が目的とする範囲の外に漏れたもの（漏れ光）によって、良好な照明環境の形成が阻害されている状態。過度な照明は、人の睡眠や農作物の生育、野生生物の育成などに影響を及ぼすことがあるほか、エネルギーの浪費にもつながる。

・ビッグデータ

従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。現在では、顧客情報や販売データ、気象データなど、大量のデータを蓄積・分析して、社会経済の問題解決や販促・マーケティングなどに活用されている。

・微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM： $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さな粒子のこと。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

・ヒートアイランド

都市部における気温が、郊外部と比べて高温になる現象で、高密度にエネルギーが消費されることや、地面の大半がコンクリートやアスファルトで覆われ、水分の蒸発による気温の低下が抑えられることが原因とされる。

・ファーマーズマーケット

地域の地産地消の拠点となるような大規模な農産物直売所。

・ホームエネルギー管理システム（HEMS：Home Energy Management System）

家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりして、「省エネ」を行う。

=マ行=

・マルチング材

マルチングとは、畑などの表面を紙やプラスチックフィルムなどで覆うことをいい、雑草の繁茂や肥料の流出防止、土壌の保温や保水などの効果がある。剪定枝などをチップ化したマルチング材は、公園の植栽地や園路に敷いて雑草の繁茂を抑制するなどの使い道が考えられる。

・緑のカーテン

植物を建物の外側に生育させることにより、建物内の温度上昇を抑えるもの。アサガオやゴーヤのようなつる性植物が用いられることが多く、太陽熱を直接遮断するだけでなく、葉から出る水蒸気の蒸散による気化熱で温度を抑制する効果がある。近年は多くの学校や公共施設で設置する取り組みが進んでいる。

=ヤ行=

・溶融スラグ

廃棄物や下水汚泥又はそれらの焼却灰を高温度で溶融し、冷却固化したもので、主に公共工事の建設・土木資材として利用されている。

第2次豊橋市環境基本計画改訂版

平成28年3月 策定・印刷・発行

豊橋市 環境部 環境政策課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 TEL : 0532 (51) 2399

kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/25595.htm>